

VOCALOID MIRIAM

デモ・バージョン（機能限定版）

YAMAHA Corporation & Zero-G Limited

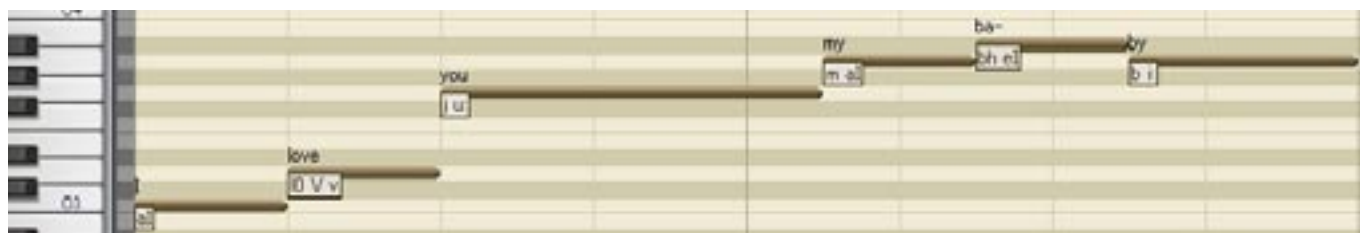
はじめに

本 VOCALOID MIRIAM デモ・バージョンにて VOCALOID の基本的な機能をお使いになり、音楽制作における本製品の数多くの魅力をお確かめ下さい。VOCALOID MIRIAM デモ・バージョンには、いくつかの制約や機能的な制限がございます。VOCALOID 製品版をお買い求め頂く事により、あらゆる歌詞、幅広い音楽スタイル、複数のボーカル・パートといった全ての機能をご使用になれます。

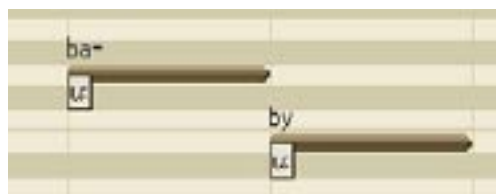
VOCALOID MIRIAM デモ・バージョンにおける制約や機能的な制限は下記の通りです。

1. 歌詞の制限：“I”、“love”、“you”、“my”、“baby”のみ使用可能

下図はノート・エディタ上における使用可能な歌詞の入力例です：各ノート上部に表示されるデフォルトの歌詞“ooh”をダブル・クリックした後、キーボードにより歌詞(I / love / you / my / babyのどれか)を打ち込みます。



下図のように、歌詞“baby”を入力する場合は、“-”（ハイフン）により音節同士を連結します。



単語の順番の変更や、同じ単語の複数回繰り返し、また複数のノートにまたがり1つの単語を入力して長さを伸ばすことが可能です。複数のノートにまたがり1つの単語を入力する場合は、単語を入力したノート以降のノートに“-”（ハイフン）を入力し、最終ノートに“/”（スラッシュ）を入力します。例えば、歌詞“love”を複数のノートにまたがり入力するのであれば、順に“love -”、“-”、“-”、“/”と入力します（次図参照）。



VOCALOID 製品版には、使用可能な歌詞の数や種類の制限はございませんので、英語によるあらゆる単語を入力して、VOCALOID に歌わせることが可能です。

2. "Play with Synthesis" 機能の使用不可

VOCALOID MIRIAM デモ・バージョンのレンダリング・モードでは、トラック合成が完全に終了した後にサウンドの再生を開始します。従いまして、シーケンスの尺が非常に長い場合や、数多くのトラックを使用されている場合は、シーケンスの再生までに多くの時間を要します。

VOCALOID 製品版の"Play with Synthesis"機能では、シーケンスの再生と同時にリアルタイムにバックグラウンドにて合成が行われるため、長いシーケンスの場合にも、プレイ・ボタンをクリックすると即座にソングの再生が行われます。

3. 音素編集画面の使用不可

VOCALOID MIRIAM デモ・バージョンでは、単語の発音を編集することができません。通常の音素変換（基本的な発音を生み出す）のみ使用可能です。

VOCALOID 製品版の音素編集画面では、実際の音素変換結果を変更することが可能です。音素編集画面は、編集の対象となるノートをダブル・クリックすることで呼び出します。よりリアリスティックな結果を生み出すために、各子音の長さの調節までもが可能です。

4. その他の機能制限

- 使用可能なトラック数が 3 トラックに制限されています。

VOCALOID 製品版では、最大 16 トラックとなります。

- シーケンスは 4 小節までに制限されています。

VOCALOID 製品版では、最大 999 小節となります。

- 音楽的表現の数の制限により、アイコン・パレットには下記のアイテムのみが含まれます。
 - ≫ Attack : Accent / Legato / Slow Bendup
 - ≫ Vibrato : Normal / Extreme
 - ≫ Dynamics : Forte / Piano
 - ≫ Crescendo : One linear crescendo
 - ≫ Diminuendo : One linear diminuendo

VOCALOID 製品版のアイコン・パレットには下記のアイテムが含まれます。

- ≫ Attack : Tenuto / Accent / Extreme Accent / Legato / Fast Bendup / Slow Bendup / Trill Whole / Mordent semi / Mordent Whole
- ≫ Vibrato : Normal / Subtle / Blight / Deep / Very Deep / Extreme
- ≫ Dynamics : Pianississimo / Pianissimo / Piano / Mezzo Piano / Mezzo Forte / Forte / Fortissimo / Fortississimo
- ≫ Crescendo : 3 種類のリニア型クレッシェンドと 2 種類のスウェル型クレッシェンド
- ≫ Diminuendo : 3 種類のリニア型ディミヌエンドと 2 種類のスウェル型ディミヌエンド

- SAVE 機能はご使用になれませんが、WAV ファイルへのエクスポートにより、シーケンサー上で使用し、伴奏と共に再生させることが可能です。
- RiWire / VST インストゥルメントはご使用になれません。

VOCALOID 製品版では、RiWire™ 対応のあらゆるシーケンサーや音楽アプリケーションとの同期が可能です。VST 対応のシーケンシング/オーディオ・アプリケーションをお持ちで、**VOCALOID 製品版**のインストール時に VOCALOID VSTi プラグインがインストールされている場合には、VOCALOID を VST インストゥルメントとしてご使用頂けます。

VOCALOID 製品版をお買い求め頂く事により、全ての機能がご使用頂けます。

VOCALOID に関する詳細は、クリプトン・フューチャー・メディア株式会社ホームページ内の VOCALOID 特設ページ (<http://www.crypton.co.jp/vocaloid/>) をご覧下さい。

YAMAHA 株式会社及びその関連会社は、本ソフトウェアの操作に関するお問い合わせには応じないこととします。お問い合わせは、直接、現地流通業者又はソフトウェア製品のデベロッパーまでお尋ね下さい。

VST は Steinberg Soft- und Hardware GmbH. の商標です。Windows は Microsoft Corporation の登録商標又は商標です。ReWire™ は製品又は Propellerhead™ ソフトウェアです。ReWire 及び Propellerhead は Propellerhead Software. の商標です。その他の製品名及び社名は各所有者の商標又は登録商標です。

デモ・ソフトウェア 使用許諾契約

お客様の VOCALOID デモ・ソフトウェアの使用は、次の使用許諾契約により管理されています。

VOCALOID デモ・ソフトウェアの使用許諾契約（以下「本契約」という）は、VOCALOID デモ・ソフトウェアおよび本デモ・ソフトウェアの全てのアップグレード、バージョンアップあるいはアップデート（以下「本デモ・ソフトウェア」という）に関してお客様とヤマハ株式会社との間で締結される契約です。本デモ・ソフトウェアをインストール、コピー、または別の方法で使用するによって、お客様は本契約のすべての条項に同意したとみなされます。本契約の条項に同意しない場合、本デモ・ソフトウェアの使用はできません。

また、各ライブラリメーカーから提供される VOCALOID デモ・ライブラリ（以下「デモ・ライブラリ」という）のエンドユーザ使用許諾契約の諸条件にも拘束されることをご理解下さい。

1. 使用許諾

ヤマハ株式会社は、お客様に対し、本契約の各条項に従うことを条件に、30 日間、一台のコンピュータに対し本デモ・ソフトウェアをインストールし使用する権利と本デモ・ソフトウェアを用いて合成した音声（以下「合成音声」という）を使用する権利を許諾します。

2. 禁止と制限

お客様が本デモ・ソフトウェアから著作権表記の消去や変更をすることは許されません。

お客様が第三者へ本デモ・ソフトウェアの複製物を配布することは許されません。

お客様が本デモ・ソフトウェアの貸し借りをすることは許されません。

お客様が他人に本デモ・ソフトウェアの複製物を取得させる目的で、ウェブページ上や他の媒体で本デモ・ソフトウェアの一部あるいは全部を掲載することは許されません。

お客様が本デモ・ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、その他読解可能な形式への変換を行うための手段を用いることは許されません。また他人にさせることも許されません。

お客様が本デモ・ソフトウェアの部分的もしくは全部をいかなる方法でも複製、修正、処分することは許されません。

3. 合成音声の使用の制限

お客様が公序良俗に反する歌詞を含む合成音声を公開や配布することはどのような方法であっても許されません。

お客様がデモ・ライブラリの歌手本人だけでなく、第三者の人格権を侵害する合成音声を公開または配布することは許されません。お客様が合成音声を公開あるいは配布したことにより発生したいかなるクレーム、訴訟、直接的、派生的、付随的または間接的な損害に対してもヤマハ株式会社は一切責任を負いません。

お客様が本デモ・ソフトウェアによる合成音声を以下の形態で使用する場合には、本使用許諾契約とは別にヤマハ株式会社から別途の使用許諾契約が必要となります。もしそのような使用許諾契約が必要であれば、ヤマハ株式会社までご連絡下さい。(a) 主として、商用カラオケソフトウェア、カラオケハードウェア、インターネットを利用したカラオケ製品システムやサービスの開発での使用など、商用のカラオケサービスあるいはシステムにおいてバックコーラス等の歌声に合成音声を使用する場合。(b) 他の楽器や音楽作品中の音との組合せで使用する場合以外で、電話機の呼び出し音（いわゆる「着メロ」を含む）、電話や電話用機器での警告音として合成音声を商用に使用する場合。

4. 契約の中途終了

お客様が本契約の条項を遵守しない場合、ヤマハ株式会社の他のいかなる既得権を侵害せずにヤマハ株式会社は本契約を終了することができます。そのような場合、お客様は本デモ・ソフトウェアのすべてのコピーを廃棄しなければなりません。

5. 本デモ・ソフトウェアの知的財産権

本デモ・ソフトウェアやそのいかなる複製物のあらゆる権利と知的財産権はヤマハ株式会社が保有します。

6. 免責事項

本デモ・ソフトウェアと関連するドキュメンテーションはヤマハ株式会社が著作権を保有します。本デモ・ソフトウェアは現状有姿の状態で提供され、本デモ・ソフトウェアの使用あるいは動作に対してヤマハ株式会社は保証をいたしません。本デモ・ソフトウェアの使用あるいは動作により発生する損害はお客様が負担しなければなりません。お客様が本デモ・ソフトウェアあるいはドキュメンテーションを使用することにより発生した結果に対してヤマハ株式会社は保証しません。ヤマハ株式会社は、第三者の権利の非侵害性、市場適合性、特定の目的への適合性について、明示であるか黙示であるかを問わず、一切保証いたしません。ヤマハ株式会社は、直接的、派生的、付随的または間接的損害（営業上の利益の損失を含む）について、たとえそのような損害や第三者からの賠償請求の可能性について予めヤマハ株式会社が通知を受けた場合でも、お客様に対して一切責任を負いません。

7. 概要

本契約は日本法の適用を受け、日本法に基づいて解釈されるものとします。